

令和7年度第1回滋賀県大規模小売店舗立地審議会 議事概要

日 時：令和7年5月26日（月）9時00分～11時40分

場 所：滋賀県庁本館4-A会議室

出席委員（五十音順、敬称略）

大庭哲治、岡井有佳、塩見康博、高橋陽一、槌田昌子、堤義定、仲野佐代子、
延原理恵、森本亮子、吉田準史

議事次第

1 開会

2 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

- ・「フレンドマート守山水保店」（法第6条第2項 変更）
- ・「アヤハディオ西大津店」（法第6条第2項 変更）
- ・「アヤハディオ瀬田店」（法第6条第2項 変更）
- ・「アヤハディオ堅田店」（法第6条第2項 変更）
- ・「レイクサイドガーデン」（法第6条第2項 変更）

3 その他

- (1) 審議会運営規程第6条により審議会の議決を経ない届出について
「キリン堂守山駅前店」（法第6条2項 変更）
- (2) 守山ハズイタウンAB街区ほかの開店後の状況報告について
- (3) 次回以降の審議会における審議または報告予定案件

4 閉会

[9時00分 開会]

1 開会

2 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

「フレンドマート守山水保店」(法第6条第2項 変更)

(1) 事務局から届出の概要説明

(2) 設置者から届出の概要説明、質疑応答

【設置者から届出の概要説明】

まずは、本計画の説明を簡単にする。当該店舗は、守山市水保町で営業するフレンドマート守山市水保店であり、今回の変更計画については、当該店舗の前面道路の国道477号が近い将来に拡幅の計画を控えており、道路拡幅に伴い敷地が削られる予定となっている。そのため、駐車場収容台数を減少する計画している。

駐車場収容台数の減少は8か月制限のかかる変更のため、ある程度前倒しで進める必要がある。今、滋賀県から道路拡幅工事の着工予定時期は来年3月と聞いているため、このタイミングで届出をしている。

変更後の届出台数は、指針で算出された必要台数を満足するものであるため、駐車場収容台数が減少した後も特に問題ないと考えている。説明は以上である。

【質疑応答】

委員から設置者への質疑なし

(3) 審議結果

届出内容の総合的な評価として意見なし。

「アヤハディオ西大津店」（法第6条第2項 変更）

（1）事務局から届出の概要説明

（2）設置者から届出の概要説明、質疑応答

【設置者から届出の概要説明】

今回、変更としては駐車場の変更と荷さばき施設、廃棄物保管施設の変更、駐車場利用時間の変更の4点の変更を予定している。主に生活環境保持の観点から、駐車場が比較的大きい影響があると思われるので、その点を中心に説明する。

もともと115台で届出されており、今回54台に変更する予定である。変更後台数の根拠については、平日と休日の2日間で駐車場の利用実態調査を行い、調査日のレジ客数と、変更に必要な算式として、年間最繁忙日の比率補正を行っているため、基本的にはこの54台で年間を通して充足すると考えている。仮に駐車場が不足するような事態になった場合については、別途従業員用として21台確保しているので、その駐車場を開放して周辺への影響は無いように調整する予定である。

2点目の大きな変更点としては、荷さばき施設の変更である。これに関しては既に変更しているが、改めて騒音予測を実施し、住居側については基本、基準値以内の結果となった。変更前の位置と比べ、変更後の位置については基本的に住居から離隔した位置で設置を行っているため、従前よりも周辺への影響は軽微であると考えている。廃棄物保管施設についても同様である。変更前の位置と比べ、変更後の位置については、住居からも離隔した土地に確保しているので、このあたりについても同様である。

最後に、駐車場の利用時間帯については、騒音規制法上の夜間にかからない時間帯として午前8時半から午後8時までの時間帯での変更を予定している。この変更による周辺への音の影響については、基準値を満たしているため、特段、周辺への影響は小さいと考えている。説明は以上である。

【質疑応答】

○委員 必要駐車台数について、54 台の根拠は、昨年 4 月 28 日に調査した 15 時台の 52 台に来客指数をかけて 54 台と計算されたと思うが、休日で計測したのは 4 月 28 日の 1 日だけであるのはなぜか。日によっては 54 台を上回ることもあると思うが。その際は従業員用駐車場を開放するとの説明だったが、その従業員用駐車場の 21 台全てが埋まっているようなことはないのか。つまり、開放する駐車場がないという事態は起こらないのかと、54 台を超える来客があった際の他の対策を考えているのか。

○設置者 従業員用駐車場については 21 台を確保しているが、勤務時間帯での交代勤務の形態になっており、基本的に 21 台のうち空いている駐車場は少なからずあるため、指摘のあったような心配はないと考えている。仮に 54 台以上の来客指数が見込まれる時については、恒常的に続くようであれば交通誘導員などを配置し、円滑に駐車場の誘導等を行う予定をしている。そういった対応で、基本的に周辺道路への渋滞等が発生しないような対策を考えている。

○委員 同じく駐車場に関して、特別な事情による必要駐車台数の算出で、昨年 1 年間のレジ通過客数のデータを取り、年間最繁忙日の令和 5 年 5 月 28 日のレジ通過客数を 1 として比較されていると思うが、令和 6 年 5 月 15 日が 2.17 となっているのはどうしてか。

年によってどこがピークになるかは大きく違うようであり、ピーク時比率で 4 月 28 日が 1.04 に対し、5 月 15 日が 2.17 と 2 倍以上に来客数は増えているが、駐車台数は逆に減っていることからすると、来客数ピーク時を基に 2 日間だけのデータから必要駐車台数を算出することに蓋然性や説得力を感じないが、この方法をとられた根拠はいかがか。

○設置者 この 54 台については、大規模小売店舗立地法の中で求められているのが平均的な休祭日における必要台数であるため、調査をして

いる4月28日と5月15日、いずれも集客が大きく通常日と比較して差があるような日ではないので、本来であれば4月28日の52台、5月15日の24台のこれらが通常の営業に必要な台数ということになる。今回変更手続きをするにあたり、年間を通じて必要な台数を改めて確保するため、レジ通過客数による補正を用いている。この方法については一律に指針の中に記載がないので、あくまで今回の店舗に関しては、調査時の台数に対してレジ補正をし、年間を通して必要な台数を設定した。

○委員 資料で4月28日15時台の52台と記載されているのは、52台が同時に駐車しているのではなく、駐車した台数のみのカウントという理解でよいか。

○設置者 この15時台の52台、各ほかの時間帯もだが、その時間帯に止まっている台数のため、例えば15時ちょうどに10台止まって、15時20分に20台止まっていたため15時台30台となるわけではなく、15時台、その時間帯に実際に駐車マスを埋めている台数として52台を記載している。そのような方法に基づいて各時間帯の台数を出している。

○委員 52台が同時に駐車マスを埋めている状況ということか。

○設置者 そうである。

○委員 そういう意味では、必要台数は計算上、ぎりぎりの台数を確保しており、実態はそこまで大きくは上振れすることはないという説明だと思うが、懸念しているのは、駐車場内を車が駐車マスを探すためうろつくような状況ではないかということが1点。店舗としては十分な駐車台数を備えているとしても、周辺道路の渋滞に影響を及ぼしていないかの2点について確認したい。

○設置者 入口専用と出口専用で間口を空けていることと、路面標示で場内案内をしていること、場内には遮蔽するような構造物はないことから、どの駐車マスが空いているかは視認しやすい駐車場の構造としている。

2点目の時間帯によっては渋滞等への影響がないかについては、スーパーのように、いつも買うような日用品を取り扱っている業態ではなく、ホームセンター業態であり、必要な品物を買に来るお客様を対象としているので、この店舗が起因して周辺の渋滞を悪化させているようなことはない状態である。

○委員 敷地の内側と外側、安全管理に努めていただければと思う。

○委員 今回、場外売場を設置するとのこと、外で買い物をされる方もいると思う。その中で、場内、駐車マスが上限ギリギリとなった時に、歩行者の動線と車の動線がどのように設計されているのか、何か配慮されている点があればお教え願う。

○設置者 外売りの駐車マスに関しては、今回、新しく非物販の店舗を誘致する関係から非物販の駐車場であったり、従業員駐車場であったりと、基本的に来店客があまり利用しない駐車場としている。店舗への来客に関しては、前面の駐車場を使っていただくため、外売りととの交錯は比較的少ないと思っている。ただ、実際に店舗が営業した段階での、利用状況等もあると思うので、店舗開店後、変更後、必要に応じて対策を講じていく。

○委員 今回、3店舗同じ内容で届出されているので、企業側のなにか意図等があるのか。

○委員 いずれも収容台数を減らすとの変更届出で、それぞれの案件ごとに説明はしていただくが、全体の総論的な話をいただければ。

○設置者 趣旨としては、既存店の駐車場に、アヤハディオへの来店のついでに立ち寄ってもらえるようなテナントを誘致し、家賃収入を得たい。また、併設することにより、来店動機につながる、来店を促す

ような店舗に変えていきたいとの趣旨で、南部の店舗を中心に今回の計画をしている。

○委員 その場合、来客が増えることが予想されるが、これに対する駐車場の確保についてはどのような予定をしているか。

○設置者 今回、非物販用の駐車場として、12台を別途確保している。届出をしている54台と、非物販用の12台を超えるようなことがあれば、従業員駐車場の開放により、円滑な交通処理を図りたいと考えている。

○委員 背景として、当初はかなり大きめの駐車場を設けており、ピークで54台とのことなので、空きがあったというようなところか。

○設置者 そのとおりである。当初、必要駐車台数で設定を行ったが、実態は、特にこの西大津店でいうと、図面西側のJR湖西線側の店舗に近い側の駐車場で、駐車場としては十分回っていたという実態がある。

○委員 図面の3-2を見ていると、従業員駐車場21台と物販用駐車場が同じエリアにあり、来客が停めにくい原因になると思うが、例えば従業員駐車場をわかりやすいように南側に固めるなどもできただろうが、従業員駐車場の位置はどのように決められたのか。

○設置者 従業員駐車場については、基本的には来店客が停めない駐車場というところで設定しており図面上に図示している。南側に集約というのも実運用としては可能なので、その点についてはもう一度整備をし、来店客が比較的停めない駐車場を従業員用として転用するよう調整する。

(3) 審議結果

届出内容の総合的な評価として意見なし。ただし、附帯意見として下記3点を付す。

- ① 昼間の等価騒音の基準値を超過する地点があることから、騒音等に関する苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応、協議し、必要に応じて適切な対策を講じられた

い。また、将来当該予測地点周辺に住居等が建設される際には、当該住民と協議の上、必要な対策を講じられたい。

- ② 今回の届出における駐車台数は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準を下回る駐車台数になることから、駐車場の収容台数に不足が想定される場合または不足が生じた場合には、指針の必要台数を尊重し、速やかに適切な対策を講じられたい。特に、繁忙期やピーク時においては、交通整理員の配置やその他の適切な方法により十分な対策を講じられたい。
- ③ 駐車場内に外売場が設けられることから、駐車場内を通行する歩行者に危険が生じないように、来退店車両誘導の徹底、来客用駐車場の配置の検討その他の適切な方法により十分な安全対策を講じられたい。

「アヤハディオ瀬田店」（法第6条第2項 変更）

(1) 事務局から届出の概要説明

(2) 設置者から届出の概要説明、質疑応答

【設置者から届出の概要説明】

アヤハディオ瀬田店については、計3点の変更を予定している。まず、1点目として駐車場台数の変更、次に駐輪場の位置の変更、最後に駐車場の出入口の変更の計3点の変更を予定している。

駐車場台数の根拠としては、先ほどの西大津店と同様、駐車場利用実態調査を実施し、平日休日のピーク時間帯の在庫台数に対してレジ補正をし、年間の必要台数を算出している。そのため、こちらについても1年間を通して駐車場が不足することはないと考えている。万が一、不足した場合については、従業員駐車を開放し、公道に車の入庫待ち等が発生しないよう対策する。

次に駐輪場の位置の変更については、既に変更を実施しているものになる。もともと敷地境界上に駐輪場を設定していたが、今回、中の方に配置をしている。来店客の利便性等を考慮し、変更後の位置としている。

次に3点目の変更として、駐車場の出入口の変更を予定している。もともとは敷地北側からも来店車両が店舗駐車場に入庫できるものだったが、当初の審議会で北側からの入出庫に関して附帯意見が付されていたので、その内容を踏まえ、改めて今回の整理で変更をしている。そのため、もともと来客用として届出していた北側の出入口については荷さばき専用で運用を行っている。特段こちらに関しては、経路変更等はないので、現状の施設配置と比較しても、交通への影響は少ないと考えている。説明は以上である。

【質疑応答】

○委員 敷地内で駐車マスを探す自動車があふれていないかと、出入口が左折入場となっているが、右折入庫するような危険な状況はないのかの2点をお聞かせ願う。

○設置者 1点目は、駐車場に入庫する時に車室が空いているかについてだが、1階部分の変更後の図面3-2の駐車場①としている95台で基本的には運用できるようになっている。ただし、時間帯によって1階が満車の時には、立体駐車場に路面標示で案内をしているので、場内で車が車室を探すことは少ないのではないかと考えている。

2点目の質問の右折の入出庫による危険性について、右折で入庫する方もたまにはいるが、他の車両と干渉するなどは実運用としてはない。

○委員 承知した。もう1点伺う。

今回、駐車マスをつぶして在庫置き場とされ、かなり大きな面積を在庫置き場として確保されるが、何を在庫として、今までどうしていたのか。こんなに在庫置き場が必要だったのか。変更と関係ないかもしれないが。

○設置者 ホームセンター業態のため、先ほどの西大津店と同様で、外に少し置くようなものが幾つかある。在庫置き場については、当初の変更届出を行う前に、最大面積を考慮してスペースを明示しているので、常時この在庫置き場を満杯で使用するかについては、少し検討している状況である。

ただ、1階平面駐車場に在庫置き場を設置すると、来客車両との干渉などの懸念があるので、比較的利用が少ないところをメインに検討し、今の在庫置き場としている。そのため、変更後の在庫置き場については、多少レイアウトの変更などはあるとは思いますが、当初に関しては、最大使用時で設定をしている。

○委員 承知した。在庫置き場の配置、レイアウトに関しての説明をいただき、フレキシブルな在庫置き場もあるということか。

○設置者 審議会が終わり、変更開始のタイミングになったら少し置き、調整をしていくことになると思う。

○委員 この店舗も先の店舗と同様に、来客用駐車場がいっぱいになった場合、従業員駐車場を利用すると思うが、従業員駐車場 215 台の 190 台は図面 5-2、あとの 25 台はどこにあるか。

○設置者 25 台は図面 3-2 の「建物配置図及び1階平面図(変更後)」の在庫置き場と在庫置き場の間に従業員駐車場として 25 台確保する計画である。図面 5-2 の 190 台と図面 3-2 の 25 台を合算して 215 台となる。

○委員 立体駐車場が全て従業員駐車場として使われるのか。

○設置者 立体駐車場に関しては、来客用駐車場と従業員駐車場の併用で整備をしており、従業員用で立体駐車場を使うわけではない。

○委員 従業員駐車場は立体駐車場に 190 台確保するということか。

○設置者 そうである。立体駐車場の中で 190 台確保し、残りの駐車場については来店客用の駐車場として整備する。

(3) 審議結果

届出内容の総合的な評価として意見なし。ただし、附帯意見として下記 3 点を付す。

- ① 今回の届出における駐車台数は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準を下回る駐車台数になることから、駐車場の収容台数に不足が想定される場合または不足が生じた場合には、指針の必要台数を尊重し、速やかに適切な対策を講じられたい。特に、繁忙期やピーク時においては、交通整理員の配置やその他の適切な方法により十分な対策を講じられたい。

- ② 荷さばき車両専用とする出入口へ誤って一般車両が進入する恐れがあることから、経路誘導看板の設置および路面標示を行うなど、来店車両誘導の徹底およびその他の適切な方法により、十分な対策を講じられたい。
- ③ 駐車場内に外売場が設けられることから、駐車場内を通行する歩行者に危険が生じないよう、来退店車両誘導の徹底、来客用駐車場の配置の検討その他の適切な方法により十分な安全対策を講じられたい。

「アヤハディオ堅田店」(法第6条第2項 変更)

(1) 事務局から届出の概要説明

(2) 設置者から届出の概要説明、質疑応答

【設置者から届出の概要説明】

アヤハディオ堅田店の変更概要について説明する。こちらの店舗については、変更事項1件を予定しており、駐車場台数の減少を予定している。

駐車場台数の根拠については、計2日間、令和6年5月12日の日曜日と5月13日の月曜日、それぞれ営業時間中に調査をし、ピーク時間帯の在庫台数を基に変更後の必要駐車台数を算出している。結果として、108台が今回の店舗で必要な台数として整理しており、108台を確保するかたちで手続きを進めている。

基本的にはこの108台で充足すると考えているが、万が一、108台を超えるようなことがあれば、従業員用の駐車場を24台確保しているので、まずはその開放により円滑な交通処理を図る。説明は以上である。

【質疑応答】

- 委員 図面3-2を見ると、非物販用の駐車場が11台設けられるとのことだが、非物販用の駐車場は、非物販店舗の利用客のみが利用できる駐車場か。それとも店舗利用者、非物販店舗利用者関係なく駐車できる状況なのか。

○設置者 非物販用の駐車場として 11 台確保しているが、特に専用ではなく、基本的には非物販店舗への来客が駐車することを想定している。ただ、空いていれば、現状でも既存店であるアヤハへの来店客も駐車しており、特に専用と明記はしないが、非物販店舗用で別に 11 台余分に確保する。

○委員 承知した。非物販店舗用駐車場については、特段、非物販店舗用と明示などをする予定はないとの理解でよいか。

○設置者 そうである。

○委員 場合によっては従業員駐車場を開放するとのことで、店舗面積が約 3,849 m²で従業員駐車場 24 台。瀬田店では約 8,138 m²で従業員駐車場を 215 台確保されており、堅田店は従業員駐車場の余裕がなさそうだが、従業員駐車場の使用率などは把握されているか。

○設置者 従業員の数が堅田店は 30 人ほどであるが、全日全員が出るわけではなく、勤務シフトになっており、輪番で休むかたちになっている。先番と後番の時差出勤もあるため、実態に即すと、この 24 台で十分満足できると考えている。

○委員 瀬田店が異常に従業員駐車場が多いということか。

○設置者 店舗規模が大きい点と、現在も複合の施設が入っている点もあるため、基本的にはアヤハディオの従業員以外の利用形態もあること踏まえ、瀬田店については少し厚めに従業員駐車場台数を設定している。

○委員 実態に沿った台数が設定されているという理解でよいか。

○設置者 そうである。

(3) 審議結果

届出内容の総合的な評価として意見なし。ただし、附帯意見として下記 3 点を付す。

- ① 今回の届出における駐車台数は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準を下回る駐車台数になることから、駐車場の収容台数に不足が想定さ

れる場合または不足が生じた場合には、指針の必要台数を尊重し、速やかに適切な対策を講じられたい。特に、繁忙期やピーク時には、交通整理員の配置やその他の適切な方法により十分な対策を講じられたい。

- ② 駐車場内に外売場が設けられることから、駐車場内を通行する歩行者に危険が生じないよう、来退店車両誘導の徹底その他の適切な方法により十分な安全対策を講じられたい。
- ③ 駐車場入口の近くに外売場が設けられることから、来店車両について、案内看板の設置、路面表示および交通整理員の配置を行うなど、十分な交通安全対策を講じられたい。

「レイクサイドガーデン」(法第6条第2項 変更)

(1) 事務局から届出の概要説明

(2) 設置者から届出の概要説明、質疑応答

【設置者から届出の概要説明】

レイクサイドガーデンの変更の手続きについては、新規で入店する株式会社カネスエ商事の変更を基に手続きを行っている。変更する事項は、駐輪場の位置の変更、荷さばき施設の位置の変更、廃棄物保管施設の位置の変更、営業時間、駐車場の利用可能時間帯、駐車場の出入口、荷さばきの時間帯を予定している。

今回、新たに株式会社カネスエ商事が入店することで、夜間時間帯の荷さばきを計画している。交通については、現状の面積などの変更はないため、そこまで大きな影響はないと思うが、騒音の関係でいくつか懸念があるため、その点の配慮事項等を説明する。

今回、夜間時間帯の荷さばきを予定しており、図面 3-2 建物配置図及び1階平面図の荷さばき施設①で夜間時間帯の搬入を予定している。今回計画するにあたり、荷さばき施設①の東側に高さ4m程度の防音壁を設置している。夜間の荷さばき実施あたり、周辺への配慮の1点目として、まず防音壁の設置を予定していた。

2点目として、屋上階に新たに冷凍室外機を設置するので、その部分についても防音壁を設置している。高さは2.5mで、冷凍室外機を囲い、音の低減により周辺への配慮を行っている。

その他の配慮として、従前と同様にはなるが、22時以降は各駐車場の一部の利用制限を行っている。利用制限の範囲については、図面 3-2 と図面 5-2、図面 3-2 については緑で着色している部分すべて、夜間時間帯は利用制限を予定している。屋上階については、22時以降は完全に閉鎖し、夜間時間帯に音が発生しないよう運営を考えている。説明は以上である。

【質疑応答】

○委員 届出書の10頁、11頁の夜間最大値を見て気づいた点がある。当初、P4 地点 97.1 dBの要因として「大型車両走行 22(中型)」であり、評価位置を敷地境界、保全対象側敷地境界の P4'、直近住居外壁の P4'' にすることにより距離減衰の影響で 54.1 dB になっている。ただ、それでも基準値の 45 dB を超過しているため、走行速度を半分の 5 km/h にすることにより、31.8 dB まで、20 dB 以上の低減が見込まれ基準値未満になるという流れだが、走行速度を半分にすることで 20 dB 以上の低減が見込まれるのか少し伺いたい。

騒音予測資料の17頁の表10の中段。72.4(中型)が大型車の中型サイズのパワーレベル推定値であり、車速が 10 km/h 時のパワーレベルの推定が 97.1 だと思う。その下、車速を 5 km/h に変更した際に、パワーレベルが 25 dB 程下がり 72.4 dB になる計算結果であるとの解釈でいいか。

○設置者 そうである。

○委員 そのすぐ下にある、車速を 5 km/h に設定した際の LWA を計算する式について、車速 5 km/h のため、5 を入れると 72.4 dB になるとのことだが、10 km/h 時のパワーレベルの算出の際は 5 を 10 に変えるだけとの理解でよいか。

○設置者 そうである。

○委員 すると 97.1 dBではなく、もっと小さな値になると思う。他の要因が加味されて 97.1 dBになっているのか、計算のエラーなのかかわからないが。

通常、速度を 5 km/h から 10 km/h に変えることにより、発生する音は 5～10 dB位の変化が一般的かと。それを今回 25 dBも低減しているのが、あまりにも大きく感じるので、原因についてお教え願う。

○設置者 1点目の 72.4 dBについては、今の指摘のとおりから 72.4 dBを設定しているが、97.1 dBについては、この式ではなく、騒音の手引きの別の計算式から算出しているものになるため、72.4 dBと 97.1 dBで異なる計算式を用いているのが 20 dBの低減の差である。

○委員 その点はとても大事なことだと思う。97.1 dBの算出に用いた式を基に車速を変更すると、実は 25 dBも下がらない可能性があるのではと捉えてしまう。

そうすると、今回の騒音対策で本当に、保全対象側で基準値の 45 dBをクリアできているのか気になる。

この届出の表現だと、車速を 10 km/h から 5 km/h に変えるだけで 25 dB程の低減は満たせそうとなるが、実際には異なる計算式を用いているため、式を変えても大丈夫な前提条件や了解性が担保できていないと、速度を半分にすることで 25dB の騒音低減が実現できるのかが、読めとれないのが今の印象である。

○設置者 この 97.1 dBについては、資料上には記載がないが、騒音の手引きから、アクセルとブレーキによる車両の加減速を加味した条件で算出したものが 97.1 dBとなる。それに対し、72.4 dBについては車両の加減速のある状況下ではなく、基本的にスピードが一定の状態。加減速を起こさないような状態で、5 km/h に設定した時の値が 72.4 となっている。

5 km/h の場合、荷さばきの搬入場所に入出庫するため、アクセルとブレーキをそこまで乱発するような交通状況ではないので、72.4 dBの算出に用いた式を採用させていただいている。

○委員 車速を 10 km/h から 5 km/h に変えるものの、想定する車両の走行状態としては、5 km/h の場合だったとしても加減速して作業するのは変わらないのではないかと思うが。10 km/h は加減速があつて 5 km/h は一定速と、車の動線上で同じ動きをしようと思った時に、少し無理がないかと思ってしまう。

○設置者 97.1 dBの計算式を 10 km/h 走行時に用いるところが少し過剰ではないのかというところで、加減速は基本的に行わないような条件下になるので、より実態に近い値で算出しているのが 72.4 dBである。

○委員 荷さばき施設まで移動する際には、実際には加減速はあるのではないか。特に入口近く、そのすぐ近くで荷さばき場所があることを捉えると、想定としては一定速というより、加減速を含めた場合でも上限が 5 km/h であれば、値は確かに 10 dB以上低減することはあり得ると思う。そのあたり加減速も考慮して、上限を 5 km/h とした場合に、騒音がどれだけ下がるのかは、審議するにあたり、前もって値を見ておきたい。

○設置者 今のご指摘は、荷さばき施設②や③の場合だったらあると思う。荷さばき施設②については、駐車場の場内を走行するので、アクセルとブレーキを踏む加減速の状況下はあると思うが、荷さばき施設①については入庫してからすぐにハンドルを切り返し、すぐに後退に入るので、その短いスパンの間でアクセルとブレーキを乱発するような状態はないので、今回の音源設定をさせていただいている。

○委員 5 km/h での定常走行が前提となっているが、荷さばき施設①が起終点のため定常走行がされていると解釈していいのかの妥当性については審議である。今回算出された値の計算の前提条件は明らかになったと思うので、後の審議で、事務局とも相談できたらと思う。

97.1 dBと100 dBとの値、10 km/h 走行時は中型と大型で算出し、夜間は中型のみだが、これは夜間の搬入車両はすべて中型車になるということか。

- 設置者 そうである。基本的には中型で入出庫するよう計画している。
- 委員 この店舗付近、渋滞するとの話を聞くことがあり、ロコミを見ると警備員の誘導が悪い、閉店間際に出口が1か所しか開いておらず困ったなどが、多く書かれているので、にぎやかになって大丈夫なのか心配になった。
- 設置者 カネスエ商事の開店時については、交通誘導員を配置し、周辺への影響の緩和の対策をしている。ただし、開店から一定の時間が経っているため、現状、恒常的に渋滞するようなことはないのが1つ。しかし、前面道路が1車線のため、時間帯によっては瞬間的に渋滞等発生しているが、渋滞が継続するようなことは基本的にない状態である。
- 委員 右折入庫も認めている場所のため、誘導員の誘導が大事だと思う。誘導員の実効性、誘導員個人の判断に委ねられるところも多いと思うので、その点の教育等をしっかりしていただくのは大事だと思う。
- 設置者 承知した。事業者で検討する。
- 委員 廃棄物保管施設について、一部、位置を変更していると思うが、その廃棄物保管施設そのものについて伺いたい。まず、廃棄物は事業系の一般廃棄物なのか、それともそうでないのか、どのような廃棄物を扱われているのか。変更後の廃棄物保管施設③に関して、Googleストリートビューで見ると、ふた付きでない回収箱に入れられており、臭い等も発生する状況に見えるが、どのような廃棄物保管施設をイメージされているのか伺う。
- 設置者 まず、保管の種別については、基本的には一般廃棄物を保管するところで、図面に明示している。保管施設の外構については、屋内やカゴ付きなど、何か特別でないといけない指定はなので、店舗ごとで廃棄物の置き場を明示し、手続きを進めている。

ただし、基本的にA棟については、自転車屋になっているので、スーパーのように生ごみが常時発生したり、臭いが発生するものではないので、ご確認いただいているようなカゴ車で保管をしている。

○委員 承知した。Google ストリートビューを見ると、ゴミ袋が散乱しているの、注意をお願いします。

○設置者 承知した。

○委員 変更前と変更後の建物配置図を見ると、店舗面積が若干違うように思う。変更前は一体となっているが、変更後は分割されている。図面 4-3 を見ると、1階入口から入り、店舗に入るように変更したのか。

○設置者 変更前の図面に関しては、建物配置のみを落とし込んだもののため、売場や倉庫などが図面上明示されていなかったの、今回の変更届出を行うにあたって、改めて明示したものが図面 3-2 になる。そのため、現状とそこまで変わることはないが、図面 3-2 のように今回変更するとのことで、中のレイアウトを図面上に記載している。

○委員 承知した。では、建物への入口については、現状とほとんど変わらないという理解でよいか。

○設置者 そうである。建物の入口については現状と変わらない構造である。

○委員 1か所の場合、駐車場で車から降りた歩行者の動線など、車との安全面の観点で問題がないか気になったため、注意願う。

○委員 届出の 11 頁で、P4” 地点において予測値が 31.8 dB となっており、予測地点に対して最も影響の大きい騒音源が「冷凍機室外機 07」と記載されているが、これは騒音源が変わったとの解釈でいいのか。もともとは「大型車両走行 22(中型)」だったのが、最終的に「冷凍機室外機 07」になっているのは、冷凍機室外機の方が予測地点に届く騒音レベルが大きかったとのことだと思うが、騒音予測資料の最後に添付されている各騒音源の表ではどこになるか。

ざっと冷凍機室外機のところを見ると、「冷凍機室外機 07」は 30 dBを切っており、20 dB程度ばかり。もしかすると、「大型車両走行 22(中型)」ではないか。

○設置者 おそらく誤記である。ご指摘のとおり、「大型車両走行 22(中型)」が P4” の影響の大きい騒音源である。

(3) 審議結果

騒音に係る追加資料の提出および届出の修正を設置者に求め、第2回審議会において継続審議とする。

3 その他

- (1) 審議会運営規程第6条により審議会の議決を経ない届出について
「キリン堂守山駅前店」(法第6条2項 変更)
- (2) 守山ハズイタウン AB 街区ほかの開店後の状況報告について
- (3) 次回以降の審議会における審議または報告予定案件

4 閉会

以上